

# 区立施設委託化・民営化実施計画

平成16年度（2004年度）～18年度（2006年度）

- 豊かさゆとりある区民生活を実現するために -

平成16年（2004年）9月

練馬区

## はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、区民の生活様式の多様化などに伴い、区民が求めるサービスは、ますます多様化・高度化が進展しており、また、量的にも増加してきています。

一方、区の財政状況は、厳しさを増しており、このままでは新たな行政需要に対応していくことが困難になるばかりか、現在提供しているサービスの縮小・低下を招く事態も想定されます。

このような状況下で行政が提供できるサービスには限界があり、区民のニーズに的確にこたえていくためには、民間活動と行政との協働を一層進めていく必要があります。

また、景気・雇用情勢は改善の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の創出という観点を含めた地域の活性化が急務です。

練馬区では、「新行政改革プラン〈平成16年度(2004年度)～18年度(2006年度)〉」を平成15年12月に策定しました。この新行政改革プランでは、行政の役割を、自らサービスを提供することから、総合的な調整機能を持つ「地域経営者」へと転換し、すべての業務について委託化など、民間活力の活用を積極的に図る方向で見直すこと、各種施設の管理運営について指定管理者制度を活用すること、区立施設の民営化について検討することを課題としたところです。

そこで区は、新行政改革プランに掲げる課題に対応するため、平成16年3月に「委託化・民営化方針」を策定しました。「委託化・民営化方針」では、これまで行政が担ってきた業務を民間に開放することにより、区として確保しなければならない区民サービスの水準を維持するとともに、行政資源の有効活用による新たな行政需要への対応と、雇用創出などによる地域の活性化を図ることで、豊かさゆとりある区民生活の実現をめざすこととしています。

この計画は、「委託化・民営化方針」に基づいて、区立施設の委託化・民営化の内容を明らかにするものです。

平成16年9月

練馬区長 **志村 豊志郎**

< 目次 >

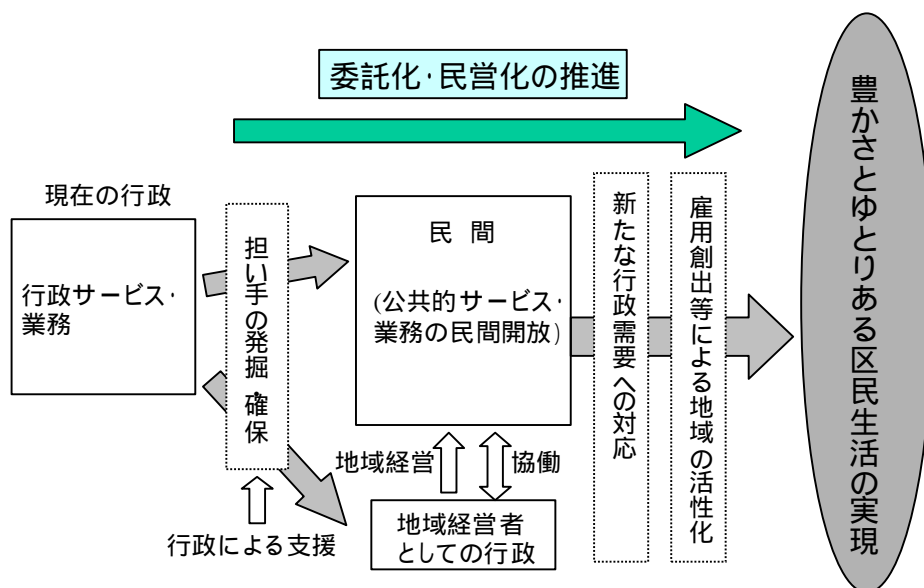
1	委託化・民営化の基本的な考え方	1
2	この計画の位置づけ	2
3	区立施設以外の事務や事業の委託化・民営化について	2
4	区立施設委託化・民営化実施計画総括表	3
5	各区立施設委託化・民営化実施計画	6
(1)	区職員を配置している区立施設の委託化について	6
	総務部関係施設	6
	区民部関係施設	7
	産業経済部関係施設	8
	保健福祉部関係施設	9
	児童青少年部関係施設	11
	環境清掃部関係施設	12
	土木部関係施設	12
	教育委員会関係施設	13
(2)	平成18年度までに新たに開設する区立施設の委託化について	15
	保健福祉部関係施設	15
	児童青少年部関係施設	16
(3)	将来に向けて民営化を検討する区立施設について	17
	保健福祉部関係施設	17
6	区立施設委託化の推進に当たり留意する事項など	18
7	区立施設委託化により見込まれる効果の想定	21
8	区立施設委託化・民営化実施計画策定の経過	21

# 1 委託化・民営化の基本的な考え方

「委託化・民営化方針」では、委託化・民営化による地域経営のビジョン(図)を示すとともに、基本的な考え方である推進方針と、準拠しなければならない実施基準を明らかにしました。

<図>

委託化・民営化による地域経営ビジョン



## 委託化・民営化の推進方針と実施基準

### (1) 委託化・民営化推進方針

- ア 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在区が行っている事務事業(区立施設の管理運営を含む。)の委託化または民営化を積極的に推進する。
- イ 区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす。

### (2) 委託化・民営化の実施基準

委託化または民営化は、つぎの4つの効果について総合的に検討したうえで、推進する。

- 区として確保しなければならないサービスの水準が維持できること
- 区民ニーズに対する柔軟な対応が可能となること
- 経費が節減できること
- 雇用創出等による地域の活性化が図れること

## 2 この計画の位置づけ

この計画は、「委託化・民営化方針」に基づき策定するものです。区では、同方針に従って、区立施設のすべてについて点検し、委託化または民営化できる施設を検討してきました。計画では、検討の結果、委託化すべきであると判断した施設について計画化しています。

## 3 区立施設以外の事務や事業の委託化・民営化について

「委託化・民営化方針」では、区立施設の管理運営以外の事務や事業（区役所などで行っている仕事をはじめとする事務や事業）の委託化・民営化についても実施計画を策定することにしており、現在、行政評価の中で点検を行っているところです。この実施計画は、年内を目途に策定する予定ですが、実施計画の案を公表し、区民の皆様や練馬区議会のご意見を踏まえて策定していきます。

### <用語の解説>

#### 委託化

委託化とは、区を事務事業の事業主体としたままサービスなどの提供を民間に委ねる場合です。区は、事業主体として、事務事業の需要動向を把握するとともに、受託者の供給するサービスの量および質について管理・監督を行います。施設について言えば、「公設民営」に当たります。指定管理者制度を活用し、区立施設の管理運営を民間に委ねる場合も、これに該当します。

#### 民営化

民営化とは、区が実施している事務事業について、区が事業主体であることをやめる場合です。施設についていえば、「民設民営」に当たります。

#### 区立施設

区立施設とは、区民の皆様にご利用いただくための施設です。区役所や出張所、保健相談所などのように庁舎といわれる施設は、区立施設には含まれません。

区立施設には、地区区民館などの集会や趣味活動の場としてご利用いただく施設、福祉園や福祉作業所などの障害者のための施設、デイサービスセンターや敬老館などの高齢者のための施設のほか、保育園や児童館、学童クラブなどの子どものための施設、公民館や美術館、図書館などの文化・学習のための施設などがあります。

#### 指定管理者

地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理運営を行わせるもので、効果的、効率的な管理を実現するために、民間事業者も管理運営主体になることができます。平成15年6月の地方自治法の改正で導入された制度です。指定管理者には、施設の利用承認など、区の管理権限を委任することもできます。

## 4 区立施設委託化・民営化実施計画総括表

### (1) 区職員を配置している区立施設の委託化について

施設	施設数	新行政改革プランの計画期間中に委託化する施設数(平成18年度まで)	委託化の内容など	平成19年度以降の方針
<b>総務部関係施設</b>				
練馬女性センター	1	1		
<b>区民部関係施設</b>				
区民館	10		出張所の適正配置・再編と併せて検討します。	
区民ホール	2	1	関区民ホールを委託化します。(光が丘区民ホールは、当面、現行の運営体制を継続します。)	
地区区民館	22	2	地域の方などによる運営の受け皿が整ったところから委託化を推進します。	委託化を拡大します。
向山庭園	1	1		
<b>産業経済部関係施設</b>				
石神井公園区民交流センター	1	1		
東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬)	1	1		
勤労福祉会館	1	1		
<b>保健福祉部関係施設</b>				
厚生文化会館	1		施設のあり方などの検討と併せて、委託化を検討します。	
福祉作業所	2	2		
福祉園	6		障害者施設のあり方などの検討結果を踏まえ、委託化を進めます。委託化する施設数や委託方法、委託化を開始する時期については、検討します。	
心身障害者福祉センター	1			
敬老館	11	1		委託化を拡大します。
高齢者センター	2	2		
<b>児童青少年部関係施設</b>				
児童館	17	1		委託化を拡大します。
学童クラブ	87	1		
保育所	59	3		

施設	施設数	新行政改革プランの計画期間中に委託化する施設数(平成18年度まで)	委託化の内容など	平成19年度以降の方針
環境清掃部関係施設				
リサイクルセンター	1	1	春日町リサイクルセンターを平成16年4月に委託化済みです。(関町リサイクルセンターは、平成12年度に委託化済みです。)	
土木部関係施設				
土支田農業公園	1	1		
花とみどりの相談所	1		区の事務所としての性格が強いため、当面、現行の運営体制を継続します。	
教育委員会関係施設				
下田学園	1	-	平成16年度末に廃止する予定です。	
学校給食総合調理場	2	-	第二総合調理場は平成20年度に委託化する予定です。第一総合調理場は現行の体制を当面継続し、第二総合調理場の委託化に併せて廃止します。	
総合教育センター	1		長期総合計画に基づく総合教育センターの見直し結果を踏まえ、検討します。	
練馬公民館	1	1		
青少年館	2	2		
美術館	1	1		
体育館	5	3	上石神井体育館、平和台体育館、大泉学園町体育館を委託化します。(桜台体育館は、委託化済みです。)総合体育館および光が丘体育館の2館は、当面、現行の運営体制を継続します。	
庭球場・運動場	2	2	土支田庭球場、練馬総合運動場を委託化します。	
図書館	11	3	カウンター業務をはじめとする業務を委託化します。(平成20年度までに全館を委託化します。)	
合計	254	32		
新行政改革プランの委託化目標施設数		30		

(2) 平成18年度までに新たに開設し委託化する区立施設について

施設	施設数	備考
保健福祉部関係施設		
知的障害者デイサービス(谷原)	1	平成17年4月開設予定
豊玉高齢者センター	1	平成16年10月開設予定
児童青少年部関係施設		
谷原あおぞら学童クラブ	1	平成17年4月開設予定
保育所(東大泉)	1	平成18年4月開設予定
合計	4	

(3) 将来に向けて民営化を検討する区立施設について

施設	施設数	検討する内容
保健福祉部関係施設		
特別養護老人ホーム	4	現在は、練馬区社会福祉事業団に委託していますが、施設の土地および建物の取扱について精査したうえで、練馬区社会福祉事業団の運営実績を踏まえ、民営化を検討します。 なお、デイサービスセンターのうち1か所については、他の社会福祉法人に委託しています。
デイサービスセンター	13	
軽費老人ホーム (大泉ケアハウス)	1	
合計	18	



## 5 各区立施設委託化・民営化実施計画

### (1) 区職員を配置している区立施設の委託化について

区職員を配置している区立施設のうち、新行政改革プランの計画期間中に委託化する施設、または、委託化を検討する施設は、つぎのとおりです。

区職員数は、平成16年4月1日現在の数です。

#### 総務部関係施設

施設	練馬女性センター	施設数	1
		区職員数	8
実施予定年度	平成18年度に委託化		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理します。 事業については、中立性を確保するため、区の直営とし、事業ごとに委託化を進めます。 委託化に伴い、通年開館を実施します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	指定管理者には、清掃などの再委託で区内の団体・企業などを活用するよう働きかけます。		
担当部署	総務部人権・男女共同参画課		

## 区民部関係施設

施 設	区民ホール	施設数	2
		区職員数	15*
実施予定年度	関区民ホールを平成18年度に委託化		
委託化の内容 など	高齢者センターなどとの併設施設であるため、委託化に伴う複合施設の管理運営のあり方について、平成16年度に検討します。指定管理者により施設を管理運営します。 光が丘区民ホールは、当面、現行の運営体制を継続します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。 指定管理者には、清掃、設備点検などの再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	区民部地域振興課		

\* 職員数には、併設施設である高齢者センターの職員数を含めてあります。

施 設	地区区民館	施設数	22
		区職員数	92
実施予定年度	平成18年度までに2館を委託化		
委託化の内容 など	現在、休日・夜間について管理運営委員会・管理運営協議会などに委託しています。 これらの団体と協議しながら、準備が整ったところから委託化を進めます。 平成19年度以降は、委託化する施設を増やしていきます。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	管理運営委員会・管理運営協議会など、主として地域の団体に委託していきます。		
担当部署	区民部地域振興課		

施 設	向山庭園	施設数	1
		区職員数	2
実施予定年度	平成18年度に委託化		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業を中心に担い手の選定を行います。		
担当部署	区民部地域振興課		

## 産業経済部関係施設

施 設	石神井公園区民交流センター	施設数	1
		区職員数	8
実施予定年度	平成18年度に委託化		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理します。 消費生活相談は、区の直営を継続します。 消費者啓発事業の委託化については、指定管理者とは別に検討します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	指定管理者には、区民を雇用するよう働きかけます。		
担当部署	産業経済部経済課		

施 設	東京中高年齢労働者福祉センター (サンライフ練馬)	施設数	1
		区職員数	3
実施予定年度	平成17年度に委託化		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。 委託化に伴い、通年開館・開館時間の延長を実施します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	担い手については、施設周辺で地域の活性化を図ることのできる 団体を検討していきます。 指定管理者には、清掃などの再委託で区内の団体・企業などを活 用するよう働きかけます。		
担当部署	産業経済部経済課		

施 設	勤労福祉会館	施設数	1
		区職員数	6
実施予定年度	平成17年度に委託化		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。 委託化に伴い、通年開館を実施します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	担い手については、中小企業勤労者のための事業の継続性を保つ ため、勤労者福祉を着実に推進できる区内の団体を検討してい きます。 指定管理者には、清掃などの再委託で区内の団体・企業などを活 用するよう働きかけます。		
担当部署	産業経済部経済課		

## 保健福祉部関係施設

施 設	厚生文化会館	施設数	1
		区職員数	10
実施予定年度	未定		
委託化の内容 など	施設のあり方などの検討と併せて、委託化を検討します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など			
担当部署	保健福祉部管理課		

施 設	福祉作業所	施設数	2
		区職員数	23
実施予定年度	平成18年度に2施設を委託化		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。 社会福祉法人に限定して担い手を選定します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の社会福祉法人に参入の機会を提供します。 指定管理者には、清掃などの再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	保健福祉部障害者施設課		

施 設	福祉園	施設数	6
		区職員数	149
実施予定年度	未定		
委託化の内容 など	障害者施設のあり方などを平成16年度に検討し、その結果を踏まえ、委託化を進めます。 委託化する施設数や委託化の方法、委託化を開始する時期については、平成16年度に検討します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など			
担当部署	保健福祉部障害者施設課		

施 設	心身障害者福祉センター	施設数	1
		区職員数	23
実施予定年度	未定		
委託化の内容 など	障害者施設のあり方などを平成16年度に検討し、その結果を踏まえ、委託化を進めます。 委託化の方法、委託化を開始する時期については、平成16年度に検討します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など			
担当部署	保健福祉部障害者施設課		

施 設	敬老館	施設数	11
		区職員数	32
実施予定年度	平成18年度までに1館を委託化		
委託化の内容 など	出張所併設の敬老館については、出張所の適正配置・再編に併せて検討します。 児童館併設の敬老館については、複合施設の管理のあり方と、委託方法について平成16年度に検討します。 平成19年度以降は、委託化する施設を増やしていきます。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。		
担当部署	保健福祉部高齢者課		

施 設	高齢者センター	施設数	2
		区職員数	15*
実施予定年度	平成18年度に2館を委託化		
委託化の内容 など	区民ホールなどとの併設施設であるため、委託化に伴う複合施設の管理運営のあり方について、平成16年度に検討します。 指定管理者により施設を管理運営します。 光が丘高齢者センターについては、デイサービスセンターと一体的に委託化することを検討します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。 関高齢者センターの指定管理者には、清掃、設備点検などの再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	保健福祉部高齢者課		

\*職員数には、併設施設である区民ホールの職員数を含めてあります。

## 児童青少年部関係施設

施 設	児童館	施設数	17
		区職員数	70
実施予定年度	平成18年度までに1館を委託化		
委託化の内容 など	委託化の方法などについては、平成16年度に検討します。 平成19年度以降は、委託化する施設を増やしていきます。 児童館運営への地域住民の参画を進めます。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の社会福祉法人などに参入の機会を提供します。		
担当部署	児童青少年部子育て支援課		

施 設	学童クラブ	施設数	87
		区職員数	182
実施予定年度	平成18年度までに1クラブを委託化		
委託化の内容 など	委託化に伴い、保育時間の延長など、保育サービスを充実します。 委託後も適切な保育水準を確保します。 平成19年度以降は、委託化する施設を増やしていきます。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の社会福祉法人などに参入の機会を提供します。		
担当部署	児童青少年部子育て支援課		

施 設	保育所	施設数	59
		区職員数	1527
実施予定年度	平成18年度までに3園を委託化		
委託化の内容 など	委託化に伴い、保育時間の延長など、保育サービスを充実します。 委託後も適切な保育水準を確保します。 平成19年度以降は、委託化する施設を増やしていきます。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の社会福祉法人などに参入の機会を提供します。		
担当部署	児童青少年部保育課		

## 環境清掃部関係施設

施 設	リサイクルセンター	施設数	1
		区職員数	2
実施予定年度	平成16年度 (関町リサイクルセンターは、平成12年度に委託化済み。)		
委託化の内容 など	平成16年4月に春日町リサイクルセンターの管理運営業務を委託化しました。 平成17年度から2施設を指定管理者により管理運営します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区民で構成する団体に管理運営業務を委託しています。		
担当部署	環境清掃部管理課		

## 土木部関係施設

施 設	土支田農業公園	施設数	1
		区職員数	2
実施予定年度	平成18年度に委託化		
委託化の内容 など	農業指導を含む施設の管理運営業務を委託化します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。		
担当部署	土木部公園緑地課		

## 教育委員会関係施設

施 設	学校給食総合調理場	施設数	2
		区職員数	96
実施予定年度	第二総合調理場を20年度に委託化する予定		
委託化の内容など	<p>第一総合調理場は現行の体制を当面継続し、第二総合調理場の委託化に併せて廃止します。</p> <p>第二総合調理場の委託化では、大量の給食調理において給食の維持・向上ができるとともに、安全衛生管理に万全の体制を敷いている優良事業者を選定していきます。</p>		
地域活性化や担い手に対する支援策など	第二総合調理場の受託業者には、パート社員の区内雇用を要望します。		
担当部署	学校教育部保健給食課		

施 設	練馬公民館	施設数	1
		区職員数	10
実施予定年度	平成17年度に委託化		
委託化の内容など	<p>施設維持管理業務と施設貸出業務の委託を拡大します。</p> <p>指定管理者への移行については、規制緩和に関する国の動向を見ながら、委託化する業務の範囲を含めて検討していきます。</p>		
地域活性化や担い手に対する支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。		
担当部署	生涯学習部生涯学習課		

施 設	青少年館	施設数	2
		区職員数	12
実施予定年度	平成17年度に2館を委託化		
委託化の内容など	<p>施設維持管理業務と施設貸出業務の委託を拡大します。</p> <p>指定管理者への移行については、規制緩和に関する国の動向を見ながら、委託化する業務の範囲を含めて検討していきます。</p>		
地域活性化や担い手に対する支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。		
担当部署	生涯学習部生涯学習課		



施 設	美術館	施設数	1
		区職員数	9
実施予定年度	平成17年度に委託化		
委託化の内容 など	施設貸出業務を委託化します。 施設維持管理業務の委託を拡大します。 指定管理者への移行については、規制緩和に関する国の動向を見ながら、委託化する業務の範囲を含めて検討していきます。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。		
担当部署	生涯学習部生涯学習課		

施 設	体育館	施設数	5
		区職員数	26
実施予定年度	平成17年度に上石神井・平和台・大泉学園町の各体育館を委託化		
委託化の内容 など	平成17年度に管理運営業務を委託化します。 指定管理者への移行については、管理運営業務の実施状況を検証しながら検討します。 総合および光が丘の各体育館は、区主催の競技大会などがあることから、当面区の直営とします。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。 担い手には、各種業務の再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	生涯学習部スポーツ振興課		

施 設	庭球場・運動場	施設数	2
		区職員数	6
実施予定年度	土支田庭球場と練馬総合運動場を平成18年度に委託化		
委託化の内容 など	管理運営業務を委託化します。 指定管理者への移行については、管理運営業務の実施状況を検証しながら検討します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の団体・企業に参入の機会を提供します。		
担当部署	生涯学習部スポーツ振興課		

施 設	図書館	施設数	11
		区職員数	161
実施予定年度	平成18年度に3館を委託化		
委託化の内容 など	カウンター業務をはじめとする業務を委託化します。 委託化に伴い、開館時間を延長するなど、サービスを充実します。 平成19年度～20年度に8館を委託化します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	清掃などの施設維持管理業務については、引き続き区内企業を活用していきます。		
担当部署	生涯学習部光が丘図書館		

## (2) 平成18年度までに新たに開設する区立施設の委託化について

「委託化・民営化方針」では、今後開設する施設について、民営化できないかどうかを検討したうえで、区立施設とする必要がある場合には委託化することを基本としています。

平成18年度までに開設を予定している区立施設の委託化については、つぎのとおりです。

### 保健福祉部関係施設

施 設	知的障害者デイサービス（谷原）	施設数	1
実施予定年度	平成17年4月開設予定		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。 谷原あおぞら学童クラブと併設するため、同一法人などに委託する予定です。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	指定管理者には、清掃・調理・警備などの再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	保健福祉部障害者課		

施 設	豊玉高齢者センター	施設数	1
実施予定年度	平成16年10月開設予定		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	指定管理者には、清掃・警備などの再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	保健福祉部高齢者課		

## 児童青少年部関係施設

施 設	谷原あおぞら学童クラブ	施設数	1
実施予定年度	平成17年4月開設予定		
委託化の内容 など	指定管理者により施設を管理運営します。 委託化に伴い、保育時間の延長など、保育サービスを充実します。 適切な保育水準を確保します。 知的障害者デイサービスと併設するため、同一法人などに委託する予定です。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	指定管理者には、清掃・警備などの再委託で区内の団体・企業を活用するよう働きかけます。		
担当部署	児童青少年部子育て支援課		

施 設	保育所（東大泉）	施設数	1
実施予定年度	平成18年4月開設予定		
委託化の内容 など	委託化に伴い、保育時間の延長など、保育サービスを充実します。 適切な保育水準を確保します。		
地域活性化や 担い手に対する 支援策など	区内の社会福祉法人などに参入の機会を提供します。		
担当部署	児童青少年部保育課		

### (3) 将来に向けて民営化を検討する区立施設について

「委託化・民営化方針」では、区の事務事業として継続する必要性が検証できないものについては、民営化を検討することとしています。

区立施設のうち、将来に向けて民営化を検討する施設は、つぎのとおりです。

#### 保健福祉部関係施設

施設	特別養護老人ホーム	施設数	4
現在の管理運営形態	練馬区社会福祉事業団に管理運営を委託		
検討する内容	介護保険制度による経営が可能であるため、練馬区社会福祉事業団の運営実績を踏まえ、民営化を検討します。 施設の土地および建物の取扱いについて精査していきます。		
担当部署	保健福祉部高齢者課		

施設	デイサービスセンター	施設数	13
現在の管理運営形態	練馬区社会福祉事業団に管理運営を委託 (1か所は他の社会福祉法人に委託)		
検討する内容	介護保険制度による経営が可能であるため、練馬区社会福祉事業団の運営実績を踏まえ、民営化を検討します。 施設の土地および建物の取扱いについて精査していきます。		
担当部署	保健福祉部高齢者課		

施設	軽費老人ホーム(大泉ケアハウス)	施設数	1
現在の管理運営形態	練馬区社会福祉事業団に管理運営を委託		
検討する内容	練馬区社会福祉事業団の運営実績を踏まえ、併設している大泉特別養護老人ホームと併せて民営化を検討します。 施設の土地および建物の取扱いについて精査していきます。		
担当部署	保健福祉部高齢者課		

## 6 区立施設委託化の推進に当たり留意する事項など

区では、区立施設の委託化を進めるに当たり、「委託化・民営化方針」で示した留意事項に留意するほか、つぎの事項についても遵守していきます。

個々の施設の委託化に当たっては、受託者への円滑な移行を図るため、施設の性格に対応した業務の引継期間を設定します。

委託後の施設運営を協議する場として、必要に応じて、練馬区と利用者（保護者）、受託者の三者で構成する（仮称）運営協議会を設置します。

児童施設や福祉施設については、委託化に合わせて、利用者による評価や第三者による評価を導入していきます。

個人情報保護については、練馬区個人情報保護条例により指定管理者および受託者が個人情報を保護する責務を負うとともに罰則の対象になります。区は、指定管理者および受託者を適切に指導していきます。

情報公開については、区は指定管理者に対し、その取り扱う業務の範囲に対応して、必要な規程の整備を求めています。指定管理者によらず区立施設の管理運営業務を委託する場合には、区が情報公開について責任をもって対応していきます。

施設の使用料については、指定管理者が独自に定めるのではなく、区がその上限を定めます。

区立施設の公平性・安全性を確保するため、契約や協定で明確にするとともに、区は受託事業者を指導していきます。

## 委託化・民営化方針における「委託化・民営化の推進に当たり留意する事項」

### (1) 一般的留意事項

委託化・民営化の推進に当たっては、つぎの事項に留意すること。

委託化・民営化に伴う担い手の選定手続の公平性・透明性の確保

委託化・民営化に伴う担い手の選定手続の公平性・透明性を確保するとともに、説明責任を果たすこと。

担い手の能力等に関する状況の把握

担い手には、誠意があり、十分な業務遂行能力と実績がある者を選定すること。区民の活動や区内企業が担い手となる場合で、担い手の活動基盤が強固でない場合には、区が支援することで担い手としての役割を十分に果たせる見込みのあることが必要である。

委託化・民営化に伴う状況予測の実施

委託化または民営化を進めるには、委託化または民営化によってどのような状態になるかを予測し、委託化または民営化後におけるサービスの持続性について点検するとともに、「委託化・民営化の実施基準」について判断するための情報を整理しておく必要がある。予測では、委託化・民営化に伴い発生する区の経費をはじめ、人口動態等を基にした需要の予測、担い手による事業経営に関する収支予測、支援策が必要な場合には支援の内容・経費とその期間等についても整理する。

委託化・民営化の実施基準の効果は、現れるまでにある程度の期間が必要な場合もあることから、予測は短期的なものに止まらず、中・長期的な視点からも行うこととする。

特定の事務事業の委託化または民営化については、区民が漠然とした不安を抱く場合が想定される。こうした予測は、区民に委託化または民営化の妥当性について説明し、区民の不安に添えていくためにも欠くことができないものである。

責任範囲の明確化と区の関与・監督

委託化においては、区と受託者の責任の範囲を明確にするとともに、事務事業の実施過程における区の関与・監督が機能するようにすること。

民営化においては、地域経営者としての視点から、区と担い手の責任の範囲を明確にしておく必要がある場合がある。区の資産を貸与する場合や無償で譲渡する場合等の担い手に対する支援を行う場合に限らず、区の関与が必要な場合には、関与の可能性を検討し、可能な場合には、協定等により双方の責任の範囲を明確にすること。

ただし、委託化・民営化いずれの場合においても、過度の干渉により、受託者の経営努力を阻害することのないよう留意すること。

守秘義務の担保

委託化においては、個人情報の保護を必要とする事務事業について慎重に対応することとし、契約や協定で個人情報の保護が担保されるよう、明確にすること。

民営化においても、区の関与が必要な場合には、協定等により、個人情報保護について明確にすること。

### (2) 指定管理者制度の活用（区立施設の委託化）に当たり留意する事項

平成 15 年 9 月 2 日に施行された改正地方自治法によって、区立施設の管理運

営についても民間事業者の参入が可能になった。

区立施設の委託化に伴い、指定管理者制度を活用する場合には、つぎの事項に留意すること。

利用料金制度の積極的な活用

施設利用の対価（使用料）を受託者の収入とする利用料金制度を積極的に活用し、施設の管理運営において受託者の経営力や経営努力が反映されるものにしていくとともに、委託費の縮減に努めること。

受託者の利用料金収入で施設の管理運営に要する経費の全額を賄うことができない場合においても、同制度の活用を検討すること。

従業員の状況の把握

受託者の選定に当たっては、委託業務に従事する従業員の状況についても点検し、法令適合性と事務事業の継続性・安定性が確保されるよう、留意すること。

再委託における地域の雇用創出

受託者が施設の管理運営に必要な業務の一部を再委託する場合には、この再委託においても、地域の雇用創出を図ることができるよう、配慮すること。

### (3) 委託化・民営化の担い手の把握および発掘、支援

各部においては、委託化・民営化の担い手となる民間企業、団体等の把握・発掘に努めるとともに、区民等との協働が推進できるものについては区と団体等との間で調整することによって、協働できる条件を整備するよう努めること。

また、委託化・民営化の担い手となるべき団体等の活動基盤が強固でない場合に区が支援することで、担い手の業務遂行能力を確保することができるものについては、担い手が育ち、自立できるよう、計画的な支援策を用意すること。

< 支援策の例 >

委託化・民営化に伴う参入機会の提供、活動の場の提供、補助、全部委託や民営化に向けた一部委託・民営化に向けた委託の導入などによる段階的な実施、融資、情報提供、行政との情報交換、引継、経営に関する講座の開催 等

### (4) 民営化に伴う区の資産の取扱

民営化に伴い区の資産の譲渡または貸付が必要となる場合には、将来にわたって事業に対する需要があるか、民営化後に担い手が事業を持続できるか等を考慮しながら、事業に要する土地および建物等の取扱について決めることとなる。

事業に対する需要と担い手による事業の持続が長期間にわたり見込まれる場合は、土地および建物の事業主体への譲渡を検討すること。この形態は、事業者が土地・建物を担保に資金を借り入れて事業展開ができる点において、民営化に最もなじむものである。

土地および建物の両方を譲渡できない場合には、建物のみを譲渡し、土地を貸し付ける方向で検討すること。

土地・建物のいずれも譲渡できないときは、土地および建物を貸し付けることとなる。

譲渡や貸付の対価については、建物の建築年数、事業の採算性を考慮するとともに、民間における同種の事業経営等とも比較して、検討すること。

## 7 区立施設委託化により見込まれる効果の想定

この計画に基づく区立施設の委託化では、以下の効果を想定しています。

### < 職員削減などの効果 >

委託化に伴い、新行政改革プランの計画期間中（平成16年度～18年度）に約90人の職員削減を見込んでいます。

このほか、区立施設へ配置する必要がなくなる区職員については、新しい行政需要に振り向け、活用していきます。

### < 財政上の効果 >

平成16年度～18年度の累積財政効果として、およそ2億5千万円を見込んでいます。

## 8 区立施設委託化・民営化実施計画策定の経過

日 程	策定の経過
平成16年7月	20日 計画(案)を練馬区議会に報告
8月	1日 計画(案)を区報・インターネットで公表 (意見募集期間は、8月25日<水>まで)
9月	21日 区民・練馬区議会の意見を踏まえ、計画(修正案)を策定 24日 練馬区議会に計画(修正案)を報告 27日 計画を決定



区立施設委託化・民営化実施計画  
平成16年度(2004年度)～18年度(2006年度)  
- 豊かさゆとりある区民生活を実現するために -

<発行> 平成16年(2004年)9月  
練馬区企画部企画課  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1  
電話 3993-1111(代表)  
5984-2448(直通)  
ファクス 3993-1195  
電子メールアドレス [kikaku@city.nerima.tokyo.jp](mailto:kikaku@city.nerima.tokyo.jp)  
区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>